

# 芳賀町上延生地区防災計画



令和6年4月作成  
上延生自主防災会

# 目 次

1 基本方針	1
2 計画対象地区と策定主体	
(1) 計画対象地区	2
(2) 計画策定主体	2
3 地区の特性と予想される災害	
(1) 地区の特性	2
(2) 予想される災害	2
4 活動内容	
(1) 平常時の取り組み	3
(2) 災害時の取り組み	4
(3) 避難行動要支援者等への対応	5
5 地区の防災対策	
(1) 防災体制	5
(2) 活動体制	6
(3) 地区の連絡網	6
(4) 防災資機材等一覧	7
(5) 地域版防災マップ	8
(6) 地区防災訓練の実施	8
(資料編)	9

# 1 基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断・断水・停電が同時多発します。また、火災が発生し、けが人が出たりする場合があります。消防や警察、行政組織が十分に機能できなく可能性があります。このようなときに力を発揮するのが自治会であり、地域ぐるみの協力体制です。

「東日本大震災」や「熊本地震」、そして「能登半島大地震」で被災者の救出や生活支援にあたったのは地域の住民であります。もちろん、自分の身は自分で守る「自助」は重要ですが、地域における自主防災組織の活動による支え助け合う「共助」の取り組みが必要となります。

上延生自治会では、「自分たちの地域は自分たちで守り助け合う」という心構えで、災害に強い地域づくりを目指します。

この取り組みを計画的に推進するため、上延生自主防災組織を構築し、規範となる「上延生地区防災計画」を定め、平常時から備え、災害時には「自助」「共助」を着実に実行できるよう、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地域の防災力を高めていきます。

## 自主防災組織の役割

平常時 地区の安全点検 ・ 防災知識の啓発 ・ 防災訓練

災害に備えるための活動を行う

災害時 初期消火・避難誘導・救出や救護・情報収集や伝達

避難所運営の協力

人命を守り、被害の拡大を防ぐための活動を行う

## 2 計画対象地区と策定主体

### (1) 計画対象地区

上延生自治会の区域とする。

### (2) 計画策定主体

上延生自主防災会とする。

## 3 地区の特性と予想される災害

### (1) 地区の特性

- ・高低差のない平坦地に家屋や田畑が多い地域である。特に令和4年度からは、圃場整備事業により田の大区画化と用排水路の整備が行われている。
- ・一級河川である五行川と野元川に囲われ、令和4年に上延生と接している芳志戸地内に遊水地が設置された。
- ・昭和61年8月に発生した大規模な大雨による水害では、一部地域で床下浸水した。
- ・町が発行した防災ハザードマップでは、ほとんどの地域が3.0m未満の浸水地域となっている。

### (2) 予想される災害

- ・集中豪雨や台風により、次の被害が予想される。

五行川の氾濫や堤防の決壊

上延生地区の一部で家屋等や道路への浸水

五行川、野元川に掛かる橋梁の損壊

- ・地震により、次の被害が予想される。

家屋の倒壊や破損

水道管や電柱の破損によるライフラインの寸断

## 4 活動内容

### (1) 平常時の取り組み

自主防災組織や行政区で協力し、「共助」を実施していくためには、まず自分自身や家族の身を守る「自助」の取り組みが重要です。

万一、災害が発生した場合、未然に予測できる場合に備えて、防災活動に取り組みます。

#### ① 防災知識の普及と啓発

防災対策では、地域住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地域住民への防災知識の普及と啓発活動を行います。

上延生自主防災会として	1年で1回以上の講和研修を行う。
	1年で2回以上の広報等での周知を行う。
会員として	1年で1度は屋内外の安全点検を行う。

#### ② 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住む地域を知ることです。地域の危険な場所や防災上問題のある場所を確認し、改善のための働きかけを行います。

上延生自主防災会として	1年に1回以上は地域内を巡回する。
会員として	普段の行動で危険と思われる場所を発見した場合は、防災会へ知らせる。

#### ③ 防災機材の調達と整備

災害発生に使用する防災機材を必要に応じて調達し、使い方や点検を行うことは重要です。

上延生自主防災会として	1年に1回以上は使い方の実習を行い、併せて点検を行う。不足するものは調達し補充する。
-------------	--

#### ④ 防災訓練

防災訓練は、万一の場合、慌てず的確に災害に対応するための欠かせない活動です。

上延生自主防災会として	1年に1回以上は防災訓練を行う。
会員として	1年に1回以上は防災訓練に参加する。

#### (2) 災害時の取り組み

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が想定されます。町防災本部や広域芳賀分署などの公共機関と連携し、被害の軽減を図る行動をしましょう。

##### ① 情報の収集と伝達

公共機関等から正しい情報を収集し、地域住民に伝達します。また、地域の被災状況等を取りまとめ、町防災本部に報告します。

##### ② 救出と救助活動

自分自身がけがをしないよう、会員が協力し負傷者や家屋等の下敷きになった人を救出・救助活動を行います。

##### ③ 初期消火活動

火災の延焼拡大を防ぐため、初期消火活動を行います。

##### ④ 医療救護活動

救急車の到着や医師の手当てが受けられるまで、負傷者の応急手当を行い、救護所へ搬送します。

##### ⑤ 避難誘導

地域住民を安全な場所へ誘導します。

## ⑥ 給食給水活動

地域で必要な物資を把握し、公共機関と連携しながら必要に応じて、給食給水活動を行います。

### (3) 避難行動要援護者等への支援

災害時に大きな被害を受けやすい高齢者や障害者、子どもなど人の助けが必要な要援護者です。町防災本部と情報を共有し、別に定める避難行動要援護者等支援計画に基づき支援を行います。

## 5 防災対策

### (1) 防災体制

1 組織の名称	芳賀町上延生自主防災会		
2 組織の体制	役 職 名	氏 名	連 絡 先
	会 長	別紙資料編のとおり	別紙資料編のとおり
	副 会 長		
	幹 事		
	会 計		
監 事			
3 避難場所	施 設 名	場 所	連 絡 先
注意:洪水の場合は 町民会館へ避難	町 民 会 館	祖母井548-1	028-677-0009
	芳 賀 東 小	祖母井388	028-677-0025
	道 の 駅 は が	祖母井842-1	028-677-6000
	芳 賀 中	与能855-1	028-677-0392
	芳 賀 北 小	芳志戸1030	028-677-0272

4 緊急時の連絡先	役場総務課地域安全対策係	028-677-1111
	真岡消防署芳賀分署	028-677-0212
	真岡警察署	0285-84-0110
	東京電力	0120-982-299
	NTT	028-615-7541
	災害用伝言ダイヤル	171

## (2) 活動体制

上延生自主防災会長の指示の基、次の役割を実施します。

班名	平 常 時	災 害 時
総務班	全体調整・防災知識の普及 訓練計画の作成 防災会事務	全体調整 関係課機関との連絡調整 被害、避難状況の把握
情報広報班	情報の収集 伝達方法の確認・広報活動	被害状況の把握 連絡活動
要支援者対応班	支援体制の確認、整備	避難行動の支援
資機材整備避難所班	資機材の整備 点検・訓練	初期消火 給食給水活動
避難誘導班	危険個所の確認 避難経路の確認	住民の避難誘導

## (3) 地区の連絡網

上延生自治会連絡網による。

(4) 防災資機材等の一覧(現有物)

品名	数量	備考
発電機	1台	ガソリン使用 HONDA製
発電機	1台	LPガス使用 HONDA製
エアベッド	6個	
拡声器	1台	
折り畳みマット	5枚	
間仕切り用段ボール	4枚	
飲料水	96本	8本/1ケース入り 12箱
電工ドラム	1個	20m
電工ドラム	2個	30m
ガソリン携行缶	2缶	20リットル
ワークライトスタンド	1式	LED仕様
三脚型扇風機	1台	
コンパクトランタン	2個	
脱着式ランタン	2個	
簡易テント	1張	

## (5) 地域版防災マップ

令和5年3月芳賀町発行の防災ハザードマップ参照(資料編)

## (6) 地区防災訓練の実施

災害発生時に地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動がとれるよう、町や消防署等と連携し次の訓練を毎年実施する。

なお、訓練実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行う。

- ①避難訓練(避難行動支援者訓練を含む)
- ②情報収集、伝達訓練
- ③応急訓練
- ④給食給水訓練
- ⑤啓発訓練

# 資 料 編